

第 12 回愛媛県障がい者スポーツ大会（精神障がい者バレーボール競技）実施要綱

1 目的

この大会は、障がいのある選手が、競技等を通じスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 名称

第 12 回愛媛県障がい者スポーツ大会（精神障がい者バレーボール競技）

3 主催

愛媛県、愛媛県障がい者スポーツ協会、一般社団法人愛媛県精神障害者福祉会
連合会

4 日時・場所

期日：平成30年1月18日（木） 10:00～16:00

場所：愛媛県身体障がい者福祉センター体育館（松山市道後町2丁目12-11）

5 出場資格

出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 平成 29 年 4 月 1 日現在、13 歳以上の精神障害者
- (2) 精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又はその取得の対象に準ずる障害のある者。
- (3) 申込時において愛媛県内に現住所（住民票のある地）を有する者。ただし、県内の施設や学校等に入所及び通所並びに通学している者は出場できるものとする。

6 参加予定人員

選手	70人
役員・ボランティア等	50人
介助者・引率・家族等	50人

7 競技規則

適用する競技規則は、平成 29 年度に適用される全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定。以下「大会競技規則」という。）による。大会競技規則に定めがない場合は、同年度の公益財団法人日本バレーボール協会競技規則（国際競技規則）によるほか、別に定める大会実施要領による。

8 競技運営

(1) 運営方法

- ① 県下のチームが一堂に集まり、開催する。
- ② 参加チームの対抗試合とする。
- ③ 試合形式は、参加チーム数に応じて、リーグ戦、又はリーグ戦及び順位決定戦とする。
- ④ 試合の組合せは、別途決定する。

(2) 競技記録及び成績の発表等

競技記録は、競技会場の所定の場所において、主催者が記録掲示板に掲示し、成績の発表は、主催者が日程終了後に行う。

(3) 抗議

- ① 競技上の抗議については、大会競技規則に定めるところによる。
- ② 選手の出場資格及び試合の組合せについては、抗議することができない。

9 表彰

- (1) 優勝チームに優勝カップを授与する。
- (2) 2位及び3位のチームに盾を授与する。
- (3) 1位から3位までのチームの出場選手にメダルを授与する。

10 参加申込

- (1) 大会に出場しようとするチームは、大会実施要項に定めるところにより、愛媛県障がい者スポーツ協会に参加を申し込むものとする。
- (2) 参加申込後に申込内容を変更する場合及び参加を取り消す場合には、チームの責任者が主催者に対し文書により申し出るとともに、必要な書類を提出するものとする。

11 医療救護

選手及び観覧者等への医療救護のため、救護所を設置し、応急処置及び軽易な治療を行う。医師等が病院等への移送治療が必要と判断した場合、これ以降に要する経費は本人の負担とする。

12 その他

- (1) チームの責任者は、参加者を引率し、常に主催者と緊密な連絡をとり、円滑な大会運営に協力するものとする。
- (2) 選手、応援者及びチームの責任者等の昼食は各自で用意するものとする。
- (3) 本大会は環境配慮イベントとし、関係者は以下の点に十分配慮するものとする。

- ① 発生したごみ、弁当がら等は、各チームの責任で持ち帰ること。
 - ② 出場者等は、できる限り公共交通機関を利用して来場するものとし、障がい等によりやむを得ず自家用車で来場する場合においても、できる限り乗り合わせる事。
 - ③ 車両を駐車している時は、アイドリングをしないこと。
- (4) 競技場（体育館フロア）への入場は、出場選手、役員及び出場選手の介助者に限定し、主催者の許可を得た者以外の入場は禁止する。
 - (5) 主催者が発行する広報媒体において選手その他の参加者の映像、写真、競技記録及び名前等を掲載することがあるほか、大会当日は、テレビ・新聞等の報道機関関係者及び主催者が障がい者スポーツの振興に資するものと認めて撮影等を許可した団体関係者が来場し、選手その他の参加者の映像、写真、競技記録及び名前等が広報媒体に掲載されることがある。参加者はこのことをあらかじめ了承のうえで参加するものとする。
 - (6) 本大会の成績は、全国障害者スポーツ大会の愛媛県代表選手の選考資料とする。